

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（重度の障害がある者に限る。）に対する健康管理費の支給に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	京都市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	109-1 : 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（重度の障害がある者に限る。）に対する健康管理費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項第1号エ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（重度の障害がある者に限る。）に対する健康管理費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱（昭和五十八年二月一日）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	「第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の（福祉の増進を図る）とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」	「第1条 この要綱は、（重度の障害を有する老人）に対し、その者の健康管理に要する費用の一部（以下「健康管理費」という。）を支給することにより、（福祉の増進に寄与することを目的とする。」

⑦独自利用事務の関連規範		京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱
--------------	--	------------------------

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱第3条に規定する受給対象者の認定に係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱第2条 京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱第3条
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--

### 届出情報

独自利用事務の対象者	後期高齢者医療の被保険者で、身体障害者手帳1級又は2級、知能指数35以下、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下のいずれかに該当するもの
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年03月30日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	25
保護評価書の名称	京都市 重度障害老人健康管理費支給事務 基礎項目評価書

保護評価書のURLリンク

[https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk\\_type=2&hj\\_no=&kk\\_name=%E4%BA%AC%E9%83%BD%E5%B8%82&ev\\_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%81%E4%BA%BA%E5%81%A5%E5%BA%B7%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%85%A6%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev\\_type=2&ev\\_type=3&ev\\_type=4&opn\\_date\\_from\\_gengo=4&opn\\_date\\_from\\_year=31&opn\\_date\\_from\\_month=1&opn\\_date\\_from\\_day=1&opn\\_date\\_to\\_gengo=5&opn\\_date\\_to\\_year=5&opn\\_date\\_to\\_month=10&opn\\_date\\_to\\_day=3&count=100&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2](https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E4%BA%AC%E9%83%BD%E5%B8%82&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%81%E4%BA%BA%E5%81%A5%E5%BA%B7%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%B2%BB%E6%94%AF%E7%85%A6%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=31&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=3&count=100&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2)

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.